

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

以下の事例を読み、甲、乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

1. 甲(会社員、23歳)は、平成25年7月10日午後7時頃、大学のサークルの後輩乙(大学生、20歳)を誘い、夕食を共にした。同日午後9時頃、2人が店を出て駅へ向かう道を歩いていると、かなり酔って前から歩いてきたA(55歳)の肩が乙の肩に強くぶつかった。Aが「なんだ、このやろう。」と乙に向かってすごんだので、甲は「あなたからぶつかってきたんでしょ。」と乙をかばい、Aと路上でにらみ合いになった。
2. 乙が甲に「もういいから、行きましょう。」と声をかけ、2人がAに背を向けて歩き出そうとした瞬間、突然Aが「逃げるのか、このやろう。」と言いつつ乙の背中を右手で強く押したため、乙は前のめりになって転んでしまった。それを見た甲は「この野郎、ふざけやがって。」と怒鳴りながら、Aの顔面を右手で強く殴打した。甲に殴打されたAは激昂し、甲に飛びかかって殴る蹴るの暴行を始めた。
3. 乙はすぐに立ち上がったが、自己のズボンの膝の部分に穴があいて膝に血が滲んでいるのを見るとAに対する怒りがこみ上げ、また、Aが甲に暴行を加えているのを見て助けなければと思い、甲に加勢してAの髪の毛をつかんだり、Aの顔面を甲と交互に殴打したりした。若い2人に同時に攻撃され、しかも酔っていたAは次第に形勢不利となり、同日午後9時半頃、甲がAの顔面を殴打したところ、Aは足元がふらついて後方に倒れこみ、コンクリートの路面に後頭部を強打して意識を失い、動かなくなった。
4. それを見た甲はやれやれと思い、乙に「行こうぜ。」と声をかけて、午後9時40分頃駅の方へ歩き出した。ところが、乙はまだ怒りがおさまらず、「この野郎、俺のズボンをどうしてくれるんだ。なめやがって。」などと怒鳴りながら、路上に横向きに倒れているAの背中を2～3度足で蹴る暴行を加えた。
5. さらに、午後9時50分頃、乙は、倒れているAが腕にブランドものの高級時計をはめているのに気付き、それをはずして自己のズボンのポケットに押し込んだ。乙が路上に倒れているAの背中を2～3度蹴る暴行を加える前にすでに現場を離れ、先に帰宅の途についた甲は、このような乙の行為をまったく知らなかった。
乙は、倒れているAを放置し、甲より20分ほど遅れて駅に向かい、そのまま帰宅した。
6. 同日午後10時過ぎ、Aは路上に倒れているところを通行人に発見され、同人の通報により付近の病院に救急車で搬送された。Aは全身に打撲傷や切創が多数あり、病院の集中治療室で治療を受けていたが、7月15日未明にくも膜下出血により死亡した。死因となった傷害は、7月10日午後9時半頃甲がAを殴打したため、後方に倒れこんだAがコンクリートの路面に後頭部を強打して意識を失った際に生じたものであった。